

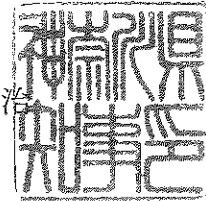


川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画に係る
計画段階環境配慮書に対する意見

川崎天然ガス発電株式会社 代表取締役社長 新井修嗣から送付がありました川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づく意見は、別紙のとおりです。

平成27年8月12日

神奈川県知事 黒岩 祐浩



対象事業の概要

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第3条の7第1項に基づき、事業者である川崎天然ガス発電株式会社から意見を求められた計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の概要は次のとおりである。

1 事業の名称

川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画

2 事業者

川崎天然ガス発電株式会社

3 事業の目的

川崎天然ガス発電株式会社は、法に基づく環境影響評価手続を経て、川崎臨海地域の新日本石油株式会社川崎事業所（現JX日鉱日石エネルギー株式会社川崎事業所）内に発電設備2基を建設し、平成20年より天然ガスを燃料にした発電事業を行っている。

この事業では、既設の発電設備に加え、最新の発電効率の高いコンバインドサイクル発電方式⁽¹⁾による発電設備2基を建設し、特定規模電気事業者を通じて環境負荷の少ない電気を安定して供給することを目的とする。

（ガスタービン及び汽力（蒸気タービン）を組み合わせた発電方式）

4 事業の内容

この発電所では、現在、1・2号機（出力合計約85万キロワット）が稼動しており、これに隣接して新たに天然ガスを燃料としたコンバインドサイクル発電方式による3・4号機（出力各約55万キロワット）を建設する。この結果、発電所全体の出力としては約195万キロワットとなる。

また、復水器の冷却方式は1・2号機と同様に、温排水を発生しない冷却塔による淡水循環冷却方式を採用する。

5 事業実施想定区域

事業実施想定区域は、川崎市川崎区扇町12番1号のJX日鉱日石エネルギー株式会社川崎事業所敷地内に位置する約274,400平方メートルの範囲である。

6 事業実施想定区域の環境

事業実施想定区域は、京浜運河に面した臨海部の埋立地で、工業専用地

域に位置し、過去に製油所として利用されていた土地である。

事業実施想定区域の自然環境としては、人工的に植栽された緑地が存在し、また、事業者が1・2号機建設時にコチドリの環境保全対策として設置した砂礫地がある。

審査会の審議結果等

1 審査会の審議結果について

法第3条の7第1項に基づき、配慮書について知事の意見を述べるに当たり、平成27年6月10日に、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第75条第6号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、同年8月4日に答申があった。

答申では、増設により温室効果ガスの増加が見込まれるため発電設備の出力を設定した根拠について、環境負荷の低減の観点から検討した経緯を示すことや、冷却塔からの水蒸気の影響を検討すること、配置計画案の比較検討において騒音・振動に配慮する必要があることなどについて意見があった。

2 関係市長意見について

条例第25条の2第1項に基づき、関係市長である横浜市長及び川崎市長に意見を求めたところ、次のとおり意見が提出された。

横浜市長からは、大気質について短期間で高濃度となる場合の影響を考慮することや温室効果ガスの総排出量を明らかにすることなどの意見があった。

川崎市長からは、川崎市における窒素酸化物排出量の対策目標量が達成・非達成を繰り返しながら推移している状況にあることなどから、増設に伴う大気環境及び地球温暖化に対する配慮を明確にする必要があることや、冷却塔からの白煙による影響を考慮することなどの意見があった。

意見

この配慮書に対する意見について、条例第25条の2第2項に基づき関係市長意見を考慮するとともに審査会の答申を踏まえ、法第3条の7第1項に基づき、次のとおり意見を述べる。

1 総括事項

配慮書では、事業者は、複数案として事業実施想定区域内で3・4号機の配置が異なる2案を設定した。また、計画段階配慮事項として、大気質、動物及び景観を選定し、調査、予測及び評価を行った結果、二酸化窒素の

将来予測環境濃度が環境基準の年平均相当値を下回っていること等から、大気質について重大な影響は回避されたとし、重要な種の主要な生息環境や、主要な眺望景観等への影響が小さいことから、動物及び景観について2案ともに重大な影響はないと評価している。

しかしながら、発電設備の増設により、発電所単体としては温室効果ガス等の増加が見込まれるため、環境負荷の低減と周辺環境への影響について検討が求められることや、複数設定された配置計画案の比較検討において、騒音・振動の影響について配慮する必要がある。また、関係市長から、地域特性を踏まえ、大気環境及び地球温暖化に対する配慮を明確にすることや、冷却塔からの白煙による影響の考慮などについて意見が示されたことなどから、環境影響評価方法書以降において、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。

2 個別事項

(1) 事業内容

ア 増設に伴い、発電所単体としては温室効果ガス等の総排出量の増加が見込まれることや、事業実施想定区域の大気環境の状況を踏まえ、発電設備の出力を設定した根拠について、環境負荷の低減の観点から検討した経緯を示すとともに、大気環境及び地球温暖化に対する環境配慮を明確にし、優れた環境性能を備えた設備を採用すること。

イ 冷却塔から大量の水蒸気が局所的かつ継続的に放出されることから、水蒸気により発生する白煙も含めて、その周辺環境への影響について、検討すること。

(2) 大気質

事業実施想定区域の周辺には、稼動中又は稼動が予定されている火力発電所が複数あることから、その影響を可能な限り考慮するとともに、季節変動等により短期間で高濃度となる場合の影響についても、適切に環境影響評価を行うこと。

(3) 騒音・振動

発電設備の増設による騒音・振動の影響について、既設を含めた環境影響評価を行い、分かりやすい表現に配慮して結果を示すこと。また、事業実施想定区域及びその周辺は工業専用地域であるが、周辺には住居や公道があることから、特に複数設定された配置計画案の比較検討に当たっては、騒音・振動の影響に配慮すること。

(4) 動物・植物・生態系

ア コチドリなど臨海地域に生息する重要な種については、種ごとの特性を十分考慮した上で、調査を実施するとともに、環境保全措置についても検討すること。

イ 事業実施想定区域は、人工的な環境の埋立地であるが、環境を改善する観点から、区域内の積極的な緑化や周辺区域も含めた生物の生息・生育環境への配慮等について検討すること。

(5) 温室効果ガス等

環境影響評価方法書において温室効果ガスを評価項目として選定した上で、環境影響評価準備書において発電所全体における温室効果ガスの総排出量を算定し、適切な根拠に基づき評価すること。

(6) その他

本件事業における環境配慮の充実等の観点から、1・2号機の建設及び供用に際し実施された環境調査の結果等について、有効活用を図ること。